

創業支援融資 のご案内



荒川区

取扱期間

令和7年

3月

31日まで

Aさんの場合

融資金額 1,000万円 / 返済期間 5年 / 保証料率 0.5%

※保証料率はお客さまにより異なります。

融資利率 1.9%

保証料 137,500円

荒川区が
信用保証料補助

全額負担

137,500円

荒川区からの利子補給

1.4%

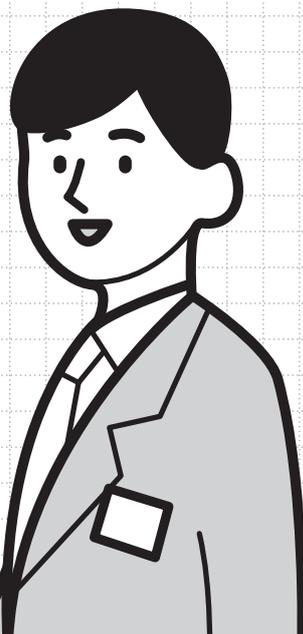
残り

0.5%

城北信用金庫にてご融資
させていただきますと、
残りを負担いたしますので

最大
1,500万円
までご融資

ゼロ
融資利率・保証料
実質自己負担



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

Johoku
Shinkin

荒川区 創業支援融資のご案内

事業を営んでいない方が、荒川区内で創業しようとする場合(創業した日から1年未満のものを含む)で、下記の全ての要件に該当すること

対象者

- (1)事業を営んでいない方の開業であること
 - (2)新たに営もうとする業種は、信用保証協会の保証対象業種であること
 - (3)許認可等を必要とする事業の場合には、許認可等を受けている(または受ける)こと
 - (4)法人として事業を営もうとする場合には、区内で本社登記(事業実態を伴う)をすること
 - (5)申込者の具体的な事業計画に基づいて、区が行う企業診断等により事業計画が適切と認められたもの
 - (6)申込みをする日までに納付すべき各種税金等を完納していること
 - (7)現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと
- ※ 荒川区外での創業は、その後荒川区内に移転する場合を含め、対象外です
 ※ 個人から法人化(又はその逆)の後に申込み場合、事業の継続性が認められるときは、通算で1年未満のものが対象となります
 ※ 個人にあっては、給与所得者の副業とみられるものは対象にはなりません

資金使途

運転資金、設備資金、併用資金

融資限度額

1,500万円以内

融資期間

運転資金・併用資金:7年以内 設備資金:10年以内 ※どちらも据置1年以内を含む

融資利率

1.9%

利子補給

荒川区が1.4%、当金庫が0.5%を利子補給いたします。

利子補給期間

融資期間と同じ

保証料

「東京信用保証協会」の基準により決定されます。

保証料補助

東京信用保証協会の保証をご利用いただきます。
 申込人が支払う信用保証料は、融資実行後、全額荒川区の補助があります。

返済方法

元金均等返済

保証人

個人は原則として不要、法人は原則として代表者

担保

この融資を含めて、東京信用保証協会における保証額の合計が8,000万円以内の場合は、原則として担保は不要です。
 (荒川区と東京都の創業支援融資利用合計額)

※ 上記以外にも要件があります。詳しくは窓口または営業担当者までお問い合わせください。

※ 繰上げ返済を行う場合等、当金庫所定の手数料がかかります。

※ 審査の結果、ご融資できない等ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 当金庫からの利子補給分ならびに保証料補助分についても、荒川区からの利子補給の停止や保証料の返還請求等が発生した場合には、同様に停止や返還請求をさせていただく場合があります。



お気軽に下記取扱店舗までお問い合わせください



本店営業部

荒川3-79-7
03-3891-2111

日暮里駅前支店

東日暮里5-51-10
03-3803-5121

梶原支店

北区堀船3-31-9
03-3914-5611

東尾久支店

東尾久2-37-18
03-3895-3711

南千住支店

南千住5-40-16
03-3802-1111

尾久駅前支店

北区昭和町2-8-1
03-3894-4141

日暮里中央支店

東日暮里6-6-4
03-3891-4121

町屋支店

町屋1-3-9
03-3892-8101

動坂支店

文京区千駄木3-24-10
03-3821-8161

尾久中央支店

西尾久3-8-1
03-3893-8121

王子営業部

北区豊島 1-10-10
03-3913-1151